

本人の想いをつづり、願いを伝える 『あんしんノート』『わたしの記録』

神奈川県重症心身障害児(者)を守る会
神奈川県手をつなぐ育成会



一字一字丁寧に
つづっていく卓さん

◆神奈川県重症心身障害児(者)を守る会
☎/FAX042-771-9091(伊藤様方)
◆神奈川県手をつなぐ育成会
☎045-323-1106 FAX045-324-0426

親亡き後に、本人にかかわる成年後見人や支援者などに本人の情報を提供する「引き継ぎ書」として、本人の基本情報や生活歴、医療の情報などを記録につづる取り組みが広がりを見せています。その一つ、神奈川県重症心身障害児(者)を守る会では「成年後見制度はあるけれど、それだけで安心できるのか」「財産管理よりも、本人の想いを大切にする支援者になってほしい」などという意見が出る中で、親亡き後の不安を漠然と抱えているだけでなく、今、親として生きている間にできること

として『あんしんノート』の使い方をみんなで学ぶ勉強会をすることになりました。その勉強会では、「想いはあるけれど、どう書いたらいいの?」という声もあり、今後はノートの書き方研修会が企画されています。

一方、神奈川県手をつなぐ育成会が作成している『わたしの記録』は、親が元気なうちも、親亡き後も、本人が安心して豊かに暮らしていけるよう願う親の想いが集結してつくられた、本人のことを記録するノートです。このノートには、本人の基本的な情報以外に、「好きなこと・嫌いなこと、こだわり」なども年代ごとにつづっていく様式になっています。今回の表紙、野口卓さんの母・富美子さんは言います。「『わたしの記録』には、あえて『20歳で親権は終了します』と太字で目立つように書いています」



「そういえば、小さいころから鳥に餌をあげるのが好きだったよね」ノートをたどれば、母(写真左)と2人の姉と過ごした幼いころの思い出がよみがえります

いますが、自分で書いたり意思を伝えることが難しい人に代わって、親や支援者が書く場合も、常に本人目線に立つことを心がけようという思いがあります。わが子を想うあまり保護的になるかわかりが、自立を阻む側面もあるといわれる中、『わたしの記録』は、本人を保護の対象としてではなく、権利の主体として捉え直すことの大切さも伝えているのです。新しい障害者総合支援法では、本人の意思決定支援が明文化されたことが注目されましたが、『あんしんノート』『わたしの記録』の取り組みは、引き継ぎ書としての機能に加え、本人の意思や想いを明確にしていくツールとしても発展が期待できそうです。(かながわ権利擁護相談センター)

消防用設備等の確実な点検を!

消防法では、一定の防火対象物の関係者に消防用設備等の点検報告を義務づけています。



適正な点検の結果、機能が正常な場合、
左の点検済票を貼付させましょう。

(一財) 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地 シルクセンター4階408号
TEL 045-201-1908 FAX 045-212-0971

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています